

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 3 1 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第14号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年3月河合町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち河合町固定資産評価審査委員会条例（昭和27年2月河合村条例第2号）の改正規定中「第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。」を「第10条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。」に改める。

附則第4項中「平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。